

申請団体を募集します！



岩手町自発的活動支援事業のご案内

岩手町では、障がいへの理解の促進や社会的障壁の除去など、障がいをお持ちの方が自立した日常、社会生活を営むことができるようにするために、障がい者、その家族、地域住民などの団体が行う活動に対して補助金を交付します。

1. 補助対象団体の要件

次のいずれにも該当する団体が対象となります。

- (1) 団体等の構成員が5名以上であること
- (2) 団体等の構成員の3分の2以上が町内に住所を有していること
- (3) 継続的な活動実績があること
- (4) 構成員から会費を徴収している又は団体の規約があること
- (5) この事業以外の補助金制度を利用していないこと



2. 補助対象事業（例）

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| ピアサポート | 悩みの共有や情報交換できる交流会を開催する事業 |
| 引きこもり対策 | ピアカウンセリング、喫茶、サロンを実施する事業 |
| 災害対策 | 地域における災害対策の知識習得のための講演会等を開催する事業 |
| 孤立防止 | 地域の障がい者が孤立することがないように見守り活動を行う事業 |
| 社会活動 | ボランティア活動や障がい者の社会復帰に関する情報提供や普及啓発活動 |
| コミュニケーション支援 | 手話教室や音声訳教室などのコミュニケーション支援の活動 |
| ボランティア活動 | ボランティアの養成や活動 |
| 理解促進啓発 | 障がい者理解のための講演会やイベントの開催、パンフレット作成 |

3. 対象経費（例）

| | | | |
|-------|-------------|----------|-----------|
| 報償費 | 講師への謝金 | 消耗品費 | 事務用品費 |
| 印刷製本費 | パンフレット等の印刷代 | 通信運搬費 | 切手代、送料 |
| 保険料 | イベント開催時の保険料 | 使用料及び賃借料 | 会場使用料、設営料 |

4. 補助金額等

1 団体につき、5万円（補助対象経費が5万円を下回る場合は、対象経費と同額です。）

5. 募集期間および申請方法

- 補助金申請団体の募集は令和4年7月15日から令和4年8月31日までです。
- 補助金申請に際しては、役場健康福祉課⑥番窓口へ①申請書、②活動計画書、③収支予算書等の提出が必要です。申請内容について審査し、補助金交付の可否を決定します。
- 申請書類は担当課窓口で配布しているほか、町ホームページにてダウンロードできます。

※詳しい事業内容等について知りたい方は、下記の問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。